

令和5年度答申第7号
令和5年4月25日

諮問番号 令和4年度諮問第92号（令和5年3月24日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許協力条約（1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。以下同じ。）に基づく国際出願（以下「本件国際出願」という。）であって、日本国における外国語でされた特許出願とみなされた国際出願（以下「本件国際特許出願」という。）の出願人である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許法（昭和34年法律第121号）184条の4第1項本文に規定する期間内に同条3項本文所定の日本語による翻訳文を提出できなかったことについて正当な理由があると主張して、同法184条の5第1項所定の書面及び同法184条の4第1項本文所定の日本語による翻訳文を提出する手続（以下「本件提出手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人が

これを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 国際出願による特許出願

特許法184条の3第1項は、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願とみなす旨規定する。

(2) 明細書等の翻訳文の提出

特許法184条の4第1項本文は、外国語でされた国際特許出願（上記（1）の規定により特許出願とみなされた国際出願。以下同じ。）の出願人は、優先日（特許協力条約2条(xi)の優先日（優先権の主張の基礎となる出願の日）をいう。以下同じ。）から2年6月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(3) 国際特許出願の取下擬制とその救済

特許法184条の4第3項は、国内書面提出期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかったときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす旨規定し、同条4項（令和3年法律第42号による改正前のもの。以下同じ）は、同条3項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる」と規定し、同条5項は、同条4項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなすと規定する。

(4) 国内書面の提出

特許法184条の5第1項は、国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、出願人の氏名等を記載した書面を提出しなければならない旨規定する（この書面を以下「国内書面」という。）。

(5) 不適法な手続の却下

特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、

その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和元年8月28日（国際出願日）、A特許庁における特許出願を優先権の基礎となる出願（B社との共同出願。その後、世界的所有権機関の国際事務局によって、令和3年2月22日付けで、関係当局に対して、出願人の記録から当該共同出願人が削除された旨通知がされた。）とし、発明の名称を「C」とする発明につき、特許協力条約に基づき、優先日を平成30年8月30日、受理官庁をA特許庁として、外国語により国際出願（国際出願番号：a。本件国際出願）をした。本件国際出願は、指定国に日本国を含むものであり、当該国際出願日にされた特許出願（出願番号：特願b。本件国際特許出願）とみなされた。

これにより、その国内書面提出期間は、令和3年3月1日まで（なお、当該期間の本来の末日である同年2月28日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項1号に掲げる日（日曜日及び土曜日）に当たるため、特許法3条2項の規定により、その日の翌日をもって当該期間の末日となる。）となったが、明細書等翻訳文は、その日までに処分庁に提出されなかった。

（回復理由書、国内書面、外国語による国際事務局の通知文、外国語による譲渡契約書）

- (2) 審査請求人は、国内書面提出期間の経過後である令和3年4月28日、処分庁に対し、本件国際特許出願について、国内書面並びに明細書等翻訳文並びに要約及び図面の翻訳文を提出する手続（本件提出手続）をするとともに、明細書等翻訳文を国内書面提出期間までに提出することができなかったこと（以下「本件期間徒過」という。）について正当な理由があるとして、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）所定の回復理由書を提出した。

（国内書面、回復理由書）

- (3) 処分庁は、令和4年4月19日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件国際特許出願は、特許法184条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされ、国

内書面提出期間の経過後にされた本件提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下理由通知書、手続却下の処分）

（4）審査請求人は、令和4年8月10日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（5）審査庁は、令和5年3月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）本件国際出願の日本国への国内移行期限は審査請求人が管理しており、審査請求人は、D国における代理人であるE事務所（以下「本件D国代理人」という。）に対し、いつまでに指示をしなければならないか適切に把握していた。本件国際出願は、国際段階で権利関係の譲渡交渉を行っていたという特殊事情があるところ、譲渡交渉には相手方がいるため、審査請求人のみでは状況をコントロールすることができない。その結果、国内移行の期限ぎりぎりである令和3年2月26日（以下、第3前文、1及び2（1）を除き、特に断りのない限り、日時はD国時間とする。）まで国内移行の指示を出すことができなかった。

審査請求人が、令和3年2月26日（金）午前10時39分、本件D国代理人に対し、日本国への国内移行を指示する電子メール（以下「本件指示メール1」という。）を送信したところ、本件D国代理人は、39分後の同日午前11時18分には、F国における代理人であるG事務所（以下「本件F国代理人」という。）に対し、日本国への国内移行を指示する電子メール（以下「本件指示メール2」という。）を送信した。この対応から、本件D国代理人も、いつまでに本件F国代理人に指示をしなければならないか把握していたことが明らかである。

ただ、本件指示メール2を送信した時点で、本件F国代理人の事務所は営業時間外で休み（F国時間の令和3年2月27日（土））に入っており、F国時間の同年3月1日（月）はF国の祝日であることから、本件D国代理人は、国内書面提出期間（日本時間の同日）後にしか本件指示メール2

の受領確認を行うことができなかった。

このように、審査請求人及び本件D国代理人は、期間徒過を回避するための相応の措置を講じていた。

(2) また、本件D国代理人が日本国における代理人であるH特許事務所（以下「本件日本国代理人」という。）に直接依頼しなかったのは、過去に実績のない依頼ルートを選択した場合、混乱を来してかえって期間徒過となる可能性があることを考慮したものであり、期間徒過を回避するための相応の措置だった。

(3) さらに、処分庁の主張によれば、国際出願の国内移行を希望する全ての出願人及びその代理人は、当該国内移行に関連する全ての国の祝日及び代理人事務所の休日を事前に把握しておかなければ「正当な理由」が認められないということであり、出願人に酷である。

(4) 以上により、本件期間徒過には「正当な理由」があるから、本件却下処分は違法又は不当であり、取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」は、平成23年法律第63号による改正において定められたものであり、第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「Due Care」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、当該「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうと解される（知財高裁平成29年3月7日判決・判例タイムズ1445号135ページ）。そして、その主張立証責任は審査請求人にあると解される。

そこで検討すると、上記の相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、国内書面提出期間内に明細書等翻訳文の提出がないという事態が国際特許出願の取下擬制という極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、上記事態を発生させないために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない。

これを本件についてみると、まず、国際出願の各国への国内移行手続は、通

常、最終的には国内移行を希望する国の代理人にその手続を依頼することになることからすれば、出願人（代理人を含む。）は、その依頼に当たっては、当該国との時差や当該代理人の個別の営業日及び営業時間はもとより、連絡に要する時間等を考慮して、十分な時間的余裕をもって行うのが相応である。

これに対し、審査請求人が本件D国代理人に対して本件国際出願の日本国への国内移行手続の指示をしたのは、令和3年2月26日（金）、日本時間では翌27日であって、同日及び同月28日は土曜日、日曜日であるから、仮に本件D国代理人が直接本件日本国代理人に対して依頼したとしても、事実上、本件日本国代理人がその依頼を受けて手続をすることができたのは期限当日のみであったというのは、審査請求人の単なる看過としかいいようがなく、審査請求人において、本件期間徒過を避けるための必要かつ十分な措置が採られていたとすることは到底できない。

また、本件D国代理人については、出願人に対し、事前に国内移行手続の期限を知らせておくべきであり、他方、出願人から期限間近にされた依頼を受けるのであれば、期間徒過となる可能性が相当程度あることを踏まえた上で、それを回避するための相応の措置を採るべきということになる。

しかし、本件D国代理人が本件国際出願の期間管理を行っていたかはともかく、審査請求人から指示を受けた段階で、仮に本件D国代理人が直接本件日本国代理人に対して依頼したとしても、事実上、本件日本国代理人がその依頼を受けて手続をすることができたのは期限当日のみであり、さらに本件F国代理人の非営業日を考慮すれば、期間内に手続を完了することが困難であると考えられる案件であったのに、本件D国代理人は、直接本件日本国代理人に依頼するでもなく、通常の場合と同様に、本件F国代理人に指示する電子メールを送ることとした上、その後、本件F国代理人から何ら連絡がないにもかかわらず、期間内に、本件期間徒過を回避するための何らかの措置を採っていたとする事実もうかがわれないのであり、本件D国代理人においても、本件期間徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られていたということとはできない。

その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件期間徒過について、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件国内移行手続期限までに特許法184条の4第1項所定の翻訳文を提出することができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

以上によれば、本件期間徒過について、特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」があるということはできず、同条1項所定の翻訳文を提出する手続は、同条4項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、本件提出手続は、本件国際特許出願の取下擬制（同条3項）により客体が存在せず、不適法な手続であって、補正をすることができず、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年3月24日、審査庁から諮問を受け、同年4月13日及び同月20日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和5年4月10日及び同月14日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、審査請求書の受付（令和4年8月10日）から本件諮問（令和5年3月24日）までに7月半の期間を要しているところ、①審査請求書の受付から補正命令（令和4年8月24日）までの間に2週間、②補正書の提出（同月31日）から審理員の指名（同年9月16日付け）までの間に2週間以上、③審理員の指名から審理員による弁明書提出の求め（同年10月7日付け）までの間に3週間、④反論書の提出（同年12月7日付け）から審理員意見書の提出（令和5年2月21日付け）までの間に2月半の期間を要している。

このような期間を要したことについて審査庁は、①及び②は、本件固有の事情がある訳ではなく、決裁過程において各決裁権者が決裁に要する時間は調整不能であり、特段、通常より期間を要した訳ではない、③は、審理員の指名後、審理員は審査請求書等の内容を把握してから求めを送付しており、本件に特別の事情がある訳ではなく、今後は迅速な手続となるよう計画的な案件の管理に努める、④は、本件固有の事情があった訳ではないが、本件は、短期間に審査請求事件が立て続いた時期のものであり、こうした時期の事件の処理が順次済み次第、適正な審理期間による審理が可能となる見込みだが、本件のような証拠書類の多い事件は、審理員が審理

員意見書を提出するためには、反論書の内容を把握した上で、ある程度の審理の期間が必要になってくるところ、迅速な審理が行えるよう引き続き計画的な事件の管理に努めていく、とのことであつた。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえると、①及び②には、本件の補正内容は審査請求人の代表者の氏名等の不記載といった形式的な不備であり、審理員の指名も除斥事由に留意する必要があるものの事件ごとに必ず行う形式的な手続であつて、両者とも決裁権者に詳細な検討を求めるものではないから、あらかじめ、決裁権者には、審理手続に入る前の手続としてより迅速に進める必要があるものであるとの理解を得ておくなどして、速やかに手続を終えるよう期待したい。③は、弁明書提出の求め自体は定型的な手続であつて、特に検討を要するものではないから、審理員は、これを審査請求書等の内容を把握してからではなく、並行して処理すべきものである。今後、進行管理の改善を期待する。④は、本件の場合、反論書は、従来の審査請求人の主張を補強するものであつて、新たに争点となりうるような事実が記載されている訳ではないから、審理員は、反論書提出までの間にそれまでの審理関係人の主張を十分に検討した上で、反論書を踏まえ、更なる審理の必要がないのであれば、速やかに審理を終え、審理員意見書を提出すべきであつた。今後、事件が輻輳した場合の対応を含め進行管理の改善に向けた真摯な対応を期待したい。

(2) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 本件では、本件期間徒過に係る特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知財高裁平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号）によれば、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうものと解するのが相当であると判示されている。

この知財高裁判決で示された判断の枠組みは、出願人や代理人として、期間内に手続書面を提出するために相当な注意を尽くす必要があることを

前提とし、手続書面を期間内に提出することができなかつた事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の施行等、同規定をめぐる昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、出願人又は代理人の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような考えに基づき検討する。

(2) 本件期間徒過に至る経緯は、回復理由書及びその添付文書によれば、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、令和3年2月26日（金）午前10時39分、本件D国代理人に対し、特許協力条約上の国内移行手続の期限が同月28日であることを明示した上で、本件国際出願の日本国を含む各国への国内移行を電子メールで指示した（本件指示メール1）。

イ 本件D国代理人は、令和3年2月26日午前11時18分、本件F国代理人に対し、特許協力条約上の国内移行手続の期限が同月28日であることを明示し、指示の受領確認の連絡を依頼した上で、本件国際出願の日本国への移行を電子メールで指示した（本件指示メール2）。

ウ 本件D国代理人は、令和3年3月1日（月）午後2時36分、本件指示メール2の受領確認の連絡がなかったことから、本件F国代理人に対し、本件国際出願の日本国への国内移行が完了したことについての確認を要請する電子メールを送信した。

エ 本件D国代理人は、令和3年3月1日午後2時52分、本件F国代理人から返信がなかったことから、本件日本国代理人に対し、本件国際出願の日本国への国内移行が完了したことについての確認を要請する電子メールを送信した。

オ 本件F国代理人は、令和3年3月1日午後6時37分（F国時間（日本時間）の同月2日午前8時37分）、本件日本国代理人に対し、本件指示メール2をF国時間の令和3年2月27日（土）に受け取り、同年3月1日（月）がF国の祝日であったことから、その翌日まで受信内容

を確認することができなかつた旨を連絡するとともに、本件国際出願の日本国への国内移行が本日可能か否かについて確認する電子メールを送信した。

カ 本件D国代理人は、令和3年3月1日午後8時5分、未だ本件F国代理人からの本件指示メール2の受領確認の連絡がなかつたことから、本件F国代理人に対し、本件国際出願の日本国への国内移行が完了したことについての確認を要請する電子メールを再度送信した。

(3) 審査請求人は、上記第1の3のとおり、審査請求人及び本件D国代理人は期限管理のために相応の措置を講じていたが、国際段階で権利関係の譲渡交渉を行っていたという特殊事情があり、国内移行の期限ぎりぎりである令和3年2月26日まで指示することができなかつたなどと主張する。

本件のように、国内書面提出期間内に明細書等翻訳文が提出されなかつたときは、特許法上、国際特許出願が取り下げられたものとみなされるという事態を招いてしまうのであるから、国際出願の期限管理を行っている出願人は、国内書面提出期間を正確に把握するとともに、適切な時点で代理人に依頼することが求められ、国際出願の日本国への国内移行手続を受任した代理人は、手続の進捗状況を正確に把握し、日本国等の代理人に手続を依頼する場合には、その依頼及び手続の進捗管理を確実に行うことが求められる。

(4) これを本件についてみると、審査請求人は、本件国際出願の期限管理を自ら行っていたところ（反論書）、日本国への国内移行手続は、本件D国代理人、本件F国代理人、本件日本国代理人へと順次指示がされることで行われるものであるから（上記（2））、その依頼にあたっては、時差、各国の代理人ごとの営業日や営業時間の違い等により連絡や手続に一定の時間を要することを考慮して、十分な時間的余裕をもって依頼する必要があるというべきである。

それにもかかわらず、審査請求人が、本件D国代理人に対し、日本国への国内移行手続を指示する本件指示メール1を送信したのは、令和3年2月26日（金）午前10時39分（日本時間では同月27日（土）午前0時39分）であり（上記（2）ア）、既に日本国及びF国では週末に入っていた時点であった。すなわち、当該指示が首尾よく伝わったとしても、本件日本国代理人が手続を行うことができるのは、事実上、国内書面提出

期間の末日である日本時間の令和3年3月1日（月）のみとなる時点で、当該指示をしたというのである。そして、その僅かな1日がF国の祝日（日本時間（F国時間）の令和3年3月1日）であったため、本件D国代理人から当該指示を受けるべき本件F国代理人は、日本時間（F国時間）の翌2日（火）になって初めてその本件指示メール2を認識し（上記（2）オ）、同日、本件日本国代理人に連絡したが、既に国内書面提出期間を徒過していたというのである（上記（2）オ）。

審査請求人は、権利関係の譲渡交渉を行っていたという特殊事情があり、令和3年2月26日まで指示することができなかったと主張するが、譲渡契約の締結は同月16日には完了しているのであって（外国語による譲渡契約書）、本件D国代理人への指示が同月26日にまで遅れる理由とはいえない。なお、当該譲渡が関係国の当局に通知されたのは同月22日であるが、当該通知を待たずとも日本国への国内移行手続をする手順は用意されているところである（特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国内移行手続）。

そうすると、本件期間徒過は、専ら、審査請求人による期限管理が十分ではなく、国内移行手続の指示が遅すぎたために生じたものというべきであり、本件期間徒過の生じることのないよう、審査請求人が相当な注意を尽くしていたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないから、本件期間徒過について「正当な理由」があるということとはできない。

- (5) また、本件D国代理人についても、本件国際出願の日本国への国内移行手続を受任した者として、審査請求人から国内書面提出期間の末日が直前に迫った時点で指示を受けたのであれば、当該期間を徒過することのないよう特別な注意を払う必要があった。

しかし、本件D国代理人は、本件指示メール1を受信した令和3年2月26日（金）午前10時39分（日本及びF国時間では同月27日（土）午前0時39分）の時点で、既に日本国及びF国が週末に入っていることが明らかであるにもかかわらず、しかも、その週明けの日本時間の月曜日（同年3月1日）が国内書面提出期間の末日であるのに、メール以外に電話等の手段で連絡するなどして、国内移行手続に係る指示が速やかに本件F国代理人及び本件日本国代理人に伝わるような特段の措置を行ってはい

ない。

そうすると、本件D国代理人についても、本件国際出願の日本国への国内移行手続を受任した者として、本件期間徒過の生じることのないよう、相当な注意を尽くしていたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないから、本件期間徒過について「正当な理由」があるということはできない。

- (6) 以上によれば、本件国際特許出願は、特許法184条の4第4項は適用されないから、同条3項により取り下げられたものとみなされることに変わりはなく、本件提出手続は、客体のない出願についてされた不適法な手続であってその補正をすることができないものである。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

- (1) 予納額から納付された手数料の返還手続について

本件却下処分のお知らせには、記の「3. 手数料の返還について」として、「納付した手数料は国内書面に記載の予納台帳へ返納されます。」と記載されており、手数料を納付した者（特許出願人（代理人））は請求せずとも手数料の返還を受けることができると理解される。そして、現に当該通知書を発送した当日（令和4年5月10日）に手数料が返納されている（審査庁主張書面（令和5年4月10日付け））。

しかし、過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する（特許法195条11項）とされている。加えて、本件では、手数料は予納した額から当該手数料の額を控除することで納付されており（国内書面）、そうした場合には、当該手数料の返還の請求に際し、経済産業省令の定めるところにより申出をしたときは、予納額に返還すべき額に相当する金額を加算することをもって当該返還に代えるものとする（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）15条2項）とされている。そして、当該申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）40条3項）とされている。

そうすると、手数料の返還を予納額への加算でもって行う場合とは、納

付者から当該手数料の返還の請求に際し所定の申出を受けたときに限られることになる。このため、上記のとおり請求も申出もなく手数料を返還していることについて処分庁たる審査庁に照会したところ、要旨、本件のように特許法18条の2の規定により不適法却下された手続は最初からなかったものとみなしているため、手数料が予納額から納付されている場合は予納額への加算により返還している、また、予納額への加算と直接の返還とは実質的に同等とも考えられ、予納制度利用者の利便性向上に資し、処分庁の事務の簡素化に資することから、そのような取扱いをしている（審査庁主張書面（令和5年4月10日付け）及び審査庁提出資料「方式審査便覧07.15」）とのことであった。

しかし、特許法18条の2の規定により不適法な手続として却下処分となった手続を最初からなかったものとみなす規定はなく、同じく却下処分となった手続でも予納額からの納付以外の方法で納付された手数料の返還は納付者の請求を要するとしている（審査庁提出資料「方式審査便覧07.15」）ことと整合しない。予納額から納付された手数料の当該予納額への加算による返還は、返還すべき先と額が特定されているから、納付者、処分庁双方にとって簡便なものであるが、処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある。

（2）手数料の返還を請求することができる期間について

本件では、手数料が納付されたのは令和3年4月28日付け（国内書面）、当該手数料が返還される旨を本件却下処分の通知書で案内したのは令和4年5月10日付け、それが返還されたのは、上記（1）のとおり、同日であり、返還を案内し実際に返還したのは手数料を納付した日から既に1年以上経過していることになる。

過誤納の手数料の返還は原則として納付した日から1年を経過した後は請求することができない（特許法195条12項）こととの、上記のような不整合（もっとも、本件の場合、そもそも請求を求めることなく返還の案内と同時に返還している。）は、既に令和4年度答申第56号（過誤納の特許料の返還については同第2号）において、仮に処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法に

根拠を有するものとなるよう検討する必要があると付言している。処分庁によれば、現在、庁内で具体的対応を検討中であるとのことであるが、最初に付言してから既に1年を経過している。

したがって、処分庁は、上記（１）の検討も含め速やかに検討を終えて、過誤納の特許料及び手数料の返還に係る取扱全般に関し、一元的に改善措置を講ずる必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹